

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 勝沼 宏仁 様 あて名 〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本 生命丸の内ビル 協和特許法律事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 26.05.2015	
出願人又は代理人 の書類記号 208725		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2015/060719	国際出願日 (日.月.年) 06.04.2015	優先日 (日.月.年) 23.05.2014	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01L21/68(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 東京エレクトロン株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。			
<input checked="" type="checkbox"/>	第I欄	見解の基礎	
<input type="checkbox"/>	第II欄	優先権	
<input type="checkbox"/>	第III欄	新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成	
<input type="checkbox"/>	第IV欄	発明の単一性の欠如	
<input checked="" type="checkbox"/>	第V欄	PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明	
<input type="checkbox"/>	第VI欄	ある種の引用文献	
<input type="checkbox"/>	第VII欄	国際出願の不備	
<input type="checkbox"/>	第VIII欄	国際出願に対する意見	
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。			

見解書を作成した日 15.05.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 今井 聖和	50 4666
		電話番号 03-3581-1101 内線 3559	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-19	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-19	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-19	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 8-306763 A (株式会社ニコン) 1996. 11. 22,
図1-10及びその説明箇所
- 文献2 : JP 2010-251484 A (キヤノン株式会社) 2010. 11. 04,
図1-7, 12, 13及びその説明箇所
- 文献3 : JP 8-94315 A (キヤノン株式会社) 1996. 04. 12,
図1-3及びその説明箇所
- 文献4 : JP 9-321125 A (日本電子株式会社) 1997. 12. 12,
図3-10及びその説明箇所
- 文献5 : JP 2-31443 A (株式会社日立製作所) 1990. 02. 01,
第1図-第6図及びその説明箇所
- 文献6 : JP 2010-171448 A (エーエスエムエル ネザーランズ ビー. ブイ.)
2010. 08. 05, 段落【0031】, 図4
- 文献7 : JP 2009-54737 A (株式会社ニコン) 2009. 03. 12,
段落【0061】

請求項1, 2, 10-12, 19に係る発明は、文献1-3により進歩性を有しない。

請求項1, 2, 10-12, 19に係る発明と、文献1に記載された発明とを対比すると、請求項1, 2, 10-12, 19は、反射光の受光領域としてラインセンサーを用いているのに対し、文献1は、受光器520としてラインセンサーを用いていることについて記載されていない点で相違する。

しかしながら、文献2、3に記載されているように、ウェハに形成されたマークからの反射光を検出する際に、ラインセンサーを用いることは周知技術であり、文献1に記載された発明において、前記周知技術を採用することは、当業者が容易になし得たことである。

請求項3-5, 7, 8, 13-15, 17に係る発明は、文献1-5により進歩性を有しない。

文献4、5に記載されているように、ラインセンサーを用いてウェハの回転方向の位置ごとのウェハの周縁の位置を検出することにより、ウェハの中心位置やウェハの大きさを測定することは、周知技術であり、文献1に記載された発明において、前記周知技術を採用することは、当業者が容易になし得たことである。(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2 欄の続き

請求項 6, 16 に係る発明は、文献 1 - 7 により進歩性を有しない。

文献 6、7 に記載されているように、予め設定された信号値と比較することにより、マークを検出することは、周知技術であり、文献 1 に記載された発明において、前記周知技術を採用することは、当業者が容易になし得たことである。

請求項 9, 18 に係る発明は、文献 1 - 3 により進歩性を有しない。

文献 3 の段落【0034】に記載されているように、マークを構成する物質として、当該マークの周囲を構成する物質の光反射率と異なるものを用いることは、周知技術であり、文献 1 に記載された発明において、前記周知技術を採用することは、当業者が容易になし得たことである。この際に、マークの光反射率を、当該マークの周囲を構成するウェハの光反射率よりも小さくすることに、格別の困難性は認められない。